

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第21号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 5 第2項又は第3項の保育所等利用保留通知書を受領した教育・保育給付認定保護者が、保育所等利用保留証明書の交付を希望するときは、保育所等利用保留証明交付申請書を市長に提出しなければならない。

第16条中「事項」の次に「（前項に規定する変更を除く。）」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育・保育給付認定保護者は、第14条第1項又は前条第1項の規定による申込みをした利用を希望する施設若しくは当該施設の希望順位又は兄弟姉妹2人以上で利用を申し込む場合の入所の希望条件を変更するときは、希望施設等変更申込書により市長に届け出なければならない。

第18条第2項中「第15条の5第1号若しくは第2号」を「第15条の5各号」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法）

第26条 第14条第1項及び第5項、第16条第1項並びに第17条第1項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

別表第13号様式の項の次に次のように加える。

第14号様式	保育所等利用保留証明書	第14条
第15号様式	保育所等利用保留証明交付申請書	第14条

別表第14号様式の項中「第14号様式」を「第16号様式」に改め、同項の次に次のように加

える。

第 1 7 号様式	希望施設等変更申込書	第 1 6 条
-----------	------------	---------

別表第 1 5 号様式の項中「第 1 5 号様式」を「第 1 8 号様式」に改め、同表第 1 6 号様式の項中「第 1 6 号様式」を「第 1 9 号様式」に改め、同表第 1 7 号様式の項中「第 1 7 号様式」を「第 2 0 号様式」に改め、同表第 1 8 号様式の項中「第 1 8 号様式」を「第 2 1 号様式」に改め、同表第 1 9 号様式の項中「第 1 9 号様式」を「第 2 2 号様式」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。